

全国の都道府県および市町村における受診間隔の状況

全国的に県指針と市町村の実際には差がある状況

1. 都道府県における子宮頸がん検診について

1) 検査方法

- ・ 細胞診（従来法または液状検体法）：47 都道府県
- ・ HPV 検査：2 都道府県（島根県と徳島県）
→徳島県実施要領に「HPV 検査実施の有無」の記載があり、一次検診票の報告様式に細胞診と同時に HPV 検査の希望を確認する欄があり、注意書きとして「30 歳以上の方にお勧めします」という記述があることから、県が指導・推奨していると判断されている。

2) 細胞診検査の受診間隔

都道府県数	国の指針通り (2 年に 1 回)	国の指針以外 (1 年に 1 回)	その他
47	41 (87.2%)	3 (6.4%) *1	3 (6.4%) *2

*1：茨城県、鳥取県、鹿児島県

*2：秋田県は 40 歳未満には 1 年に 1 回、山形県は 1 年に 1 回の受診可
愛媛県は基本的には 1 年に 1 回だが、2 年連続陰性者は 2 年に 1 回

※平成 30 年度市町村におけるがん検診の実施状況調査に係る補足調査より

2. 市町村における子宮頸がん検診の実際

項目	内容	市区町村数	(%)
対象年齢	指針（20 歳以上）に基づき実施	1691	98.1%
受診間隔	受診機会は毎年あるが、原則 2 年に 1 度受診勧奨	653	37.9%
	同一人にとって受診機会、受診勧奨ともに毎年	720	41.8%
	同一人にとって受診機会、受診勧奨ともに隔年	282	16.4%
	その他	69	4.0%

母数となる市区町村は、1724 市区町村

※令和 5 年度 市区町村におけるがん検診の実施状況調査より